宮城県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、宮城県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、当該資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請手続）

第２　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、ひとり親高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式第１号又は１号の２）（以下「貸付申請書」という。）を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

１　訓練促進資金

（１）貸付申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

　　　ア　貸付申請者の住所、氏名、生年月日及び連絡先

　　　イ　養成機関名及び修業内容、修学（予定）期間、就職準備金を希望する者にあっては取得した資格の種類

ウ　希望する訓練促進資金の種類及び金額に関する事項

　　　エ　他の資金等貸付けの申込の有無

　　　オ　貸付申請者の世帯全員に係る状況

カ　連帯保証人の住所、氏名及び生年月日

　　　キ　養成機関修了後の就職希望先

　　　ク　前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（２）貸付申請者が連帯保証人を立てる場合は、貸付申請書に、連帯保証人となることを承諾する署名を行うものとする。

（３）貸付申請書には、高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し、貸付申請者の世帯全員の記載のある住民票の写し（記載事項の省略のないもの）、及びひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱同意書（様式第２号）を添付しなければならない。

（４）前項に規定する書類のほか、入学準備金の申請にあっては、養成機関に在学していることを証明する書類を、就職準備金の申請にあっては、養成機関の課程を修了したことを証明する書類及び取得した資格を証明する書類を併せて添付しなければならない。

２　住宅支援資金

（１）貸付申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

　　　ア　貸付申請者の住所、氏名、生年月日及び連絡先

イ　希望する住宅支援金の金額及び期間に関する事項

ウ　現在の職業及び収入に関する事項

エ　他の家賃支援の有無

オ　貸付申請者の世帯全員に係る状況

カ　前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（２）貸付申請書には、策定された母子・父子自立支援プログラムの写し、児童扶養手当証明書等の写し、雇用契約書等の写し、共同住宅等の賃貸借契約書の写し、貸付申請者の世帯全員の記載のある住民票（記載事項の省略のないもの）、及びひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱同意書（様式第２号の２）を添付しなければならない。

（３）貸付申請者が未成年である場合には、法定代理人の同意を必要とする。

（貸付の決定等）

第３　会長は、貸付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、貸付けの可否について決定するものとする。

２　会長は、貸付けをすることを決定したときは、ひとり親家庭訓練促進資金貸付決定通知書（様式第３号）を、貸付けをしないことを決定したときは、訓練促進資金貸付不承認決定通知書（様式第４号）を貸付申請者に通知するものとする。

３　訓練促進資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人が連署した借用証書兼誓約書（様式第５号）に、銀行口座振替依頼書（様式第６号）並びに借受者（連帯保証人を立てる場合には併せて連帯保証人）の印鑑証明書を添えて会長の指定する日までに会長に提出するものとする。また、住宅支援資金の借受者については、借用証書兼誓約書（様式第５号の２）を使用し、未成年である場合は法定代理人の署名及び印鑑証明書の添付を必要とする。

（貸付金の交付）

第４　会長は、借受者から提出のあった借用証書の内容を確認の上、次の交付方法で借受者の指定する口座に貸付金を振り込むものとする。

１　訓練促進資金

　　一括交付とする。

２　住宅支援資金

　　毎月の交付を基本とする。

（連帯保証人）

第５　要綱第６の連帯保証人は、独立の生計を営み、訓練促進資金の返還の責めを負うことができる資力を有する者でなければならないものとする。

２　借受者は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願（様式第７号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（届出等）

第６　借受者は、毎年４月１日及び１０月１日現在の修学又は就業の状況について、修学状況報告書（様式第８号）又は就業状況報告書（様式第９号）により、各月末日までに会長に報告しなければならない。ただし、各報告書と同一の内容を記載した在学証明書又は在職証明書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

２　借受者は、次のいずれかに掲げる事由に該当するに至ったときは、当該その定める様式により速やかに会長に報告しなければならない。

（１）養成機関等を退学したとき　退学届（様式第１０号）

（２）養成機関等を休学、停学、復学又は留年したとき　修学状況報告書（様式第８号）

（３）要綱第８に規定する就業期間の経過を待たずに就職先を離職したとき　離職届出書（様式第１１号）

（４）就業先を変更したとき　就業先変更届（様式第１２号）

（５）借受者又は連帯保証人が住所、氏名等を変更したとき　異動届（様式第１３号）

（６）連帯保証人が死亡し、又は心身の故障が生じたとき　異動届（様式第１３号）

３　連帯保証人又は借受者の法定代理人は、借受者が死亡し、又は心身の故障が生じたときは、異動届（様式第１３号）により会長に届け出なければならない。

４　訓練促進資金の借受者が資格を取得した日から１年以内に就職したときは、在職証明書を添えて速やかに就業状況報告書（様式第９号）を、資格を取得した日から１年以内に就職しなかったときは、速やかに未就職報告書（様式第１４号）を会長に提出しなければならない。

５　住宅支援資金の借受者が新たに就職したときは、在職証明書を添えて速やかに就業状況報告書（様式第９号）を会長に提出しなければならない。

（貸付契約の解除）

第７　要綱第７の１に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

１　訓練促進資金

（１）退学したとき。

（２）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（３）死亡したとき。

（４）その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。

２　住宅支援資金

（１）死亡したとき。

（２）その他住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認めらえるとき。

３　会長は、要綱第７の規定により契約を解除するときは、訓練促進資金貸付解除通知書（様式第１５号）により借受者に通知するものとする。

（貸付の辞退）

第８　借受者は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを辞退しようとするときは、訓練促進資金貸付辞退届（様式第１６号）を会長に提出しなければならない。

（返還の債務の当然免除）

第９　訓練促進資金又は住宅支援資金の当然免除については、次のとおりとする。また、会長は、要綱第８の規定により訓練促進資金又は住宅支援金の返還の債務の免除に該当するに至ったときは、訓練促進資金返還免除通知書（様式第１８号）により借受者に通知するものとする。

１　訓練促進資金

（１）要綱第８の１に規定する「５年間引き続き業務に従事したとき」とは、次の場合を含むものとする。

ア　一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合

　　　　　この場合において、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長１年間とする。なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

　　　（ア）月１回以上求人への応募を行った場合

　　　（イ）就職の可能性を高める活動を原則月に２回以上行っている場合

　　　（ウ）公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合（ただし、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するもの）

イ　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合

この場合においては、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない。

ウ　雇用が継続している場合

この場合においては、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。

（２）借受者又はその相続人は、要綱第８の１の（２）に規定する「業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき」に該当するものとして訓練促進資金の返還の債務の免除を受けようとする場合は、訓練促進資金返還免除申請書（様式第１７号）に死亡証明書、医師の診断書、労災申請の際の関係書類等を添えて会長に提出するものとする。

（３）会長は、要綱第８の規定により訓練促進資金の返還の債務の免除に該当するに至ったときは、訓練促進資金返還免除通知書（様式第１８号）により借受者に通知するものとする。

（４）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第８の１の（１）及び第９の１の（２）に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えて差し支えないものとする。

（５）要綱第８の１の（１）、第９の１及び第１０の１の（２）に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。

（６）要綱第８の１の（１）、第９の１及び第１０の１の（２）に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第８の１の（１）に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

２　住宅支援資金

　　要綱第８の２の（１）、第９の２及び第１０の２の（２）に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第８の２の（１）に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

（返還）

第１０　会長は、要綱第９のいずれかに至ったときは、訓練促進資金返還開始通知（様式第１９号）を速やかに借受者及び連帯保証人に通知するものとする。

２　借受者は、分納を希望する場合には、返済期間、返済金額及び返済方法（月賦又は半年賦）を記載した分納申出書（様式第２０号）により会長に申し出るものとする。

３　分納の場合において借受者が返還する金額は、前項で承認された返済計画のとおりとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

（返還の債務の履行猶予）

第１１　借受者は、要綱第１０の１のいずれかに該当する場合は、訓練促進資金返還猶予届出書（様式第２１号）により、会長に届けなければならない。この場合において、いずれかに該当するときには、在学証明書を添付しなければならない。

２　借受者は、要綱第１０の２のいずれかに該当し、返還の債務の履行猶予を希望する場合は、訓練促進資金返還猶予申請書（様式第２２号）に在職証明書、第９第１項第１号に規定する求職活動に関する書類、罹災証明書、医師の診断書又はその他やむを得ない事由を証明できる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

３　会長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、履行猶予の可否について決定するものとする。

４　会長は、前項の審査の結果、履行猶予をすることを決定したときは、訓練促進資金返還猶予決定通知書（様式第２３号）を、履行猶予をしないことを決定したときは、訓練促進資金返還猶予不承認決定通知書（様式第２４号）を借受者に通知するものとする。

５　要綱第１０の２の（１）のアに規定する「業務に従事している」の取扱いについては、第９の１の（１）のアのいずれかに掲げるものを含むものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第１２　借受者又はその相続人は、要綱第１１の１の（１）、（２）、第１１の２の（１）及び（２）に該当し、返還の債務の免除を希望する場合は、訓練促進資金返還免除申請書（様式第１７号）に死亡証明書、障害者手帳等障害があることを証する書類の写し又は業務従事期間証明書（様式第２５号）を添えて会長に申請するものとする。

２　会長は、前項の申請があったときは、速やかに審査し、返還の債務の免除の可否について決定するものとする。なお、要綱第１１の１の（２）に該当するに至ったときは、返還免除協議書（様式第２６号）により、宮城県知事に協議するものとする。

３　会長は、前項の審査の結果、返還の債務の免除をすることを決定したときは、免除額その他必要事項を記載した訓練促進資金返還免除通知書（様式第１８号）を、返還の債務の免除をしないことを決定したときは、訓練促進資金返還免除不承認決定通知書（様式第２７号）を借受者に通知するものとする。

４　要綱第１１の１の（１）、（２）、第１１の２の（１）及び（２）に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

　　また、要綱第１１の１の（３）に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要

綱第８の１の（１）に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用するものとする。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

５　裁量免除の額は、要綱第８の１の（１）に規定する業務に従事した年数を５で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

（延滞利子）

第１３　要綱第１２に規定する延滞利子の額は、次の方法によるものとする。

　延滞元金×０．０３×延滞日数／３６５

（連絡調整）

第１４　会長は、要綱第１５の貸付計画の承認を受けるに当たっては、訓練促進資金貸付計画協議書（様式第２８号）に訓練促進資金貸付計画書（様式第２９号）を添えて宮城県知事に協議するものとする。

　　附　則

　この要領は、平成２８年１２月１９日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、令和４年３月２２日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、令和４年１２月１日から施行する